

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（案）について（概要）

令和 6 年 8 月
総務省自治財政局公営企業課

1. 概要

令和 5 年の地方分権改革に関する提案募集にて、地方公営企業の業務に係る公金事務の一部を取り扱う金融機関に課されている担保提供義務の緩和が提案されたことを踏まえ、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。）の一部を改正するものである。

2. 改正内容

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に係る担保提供義務を規定する令第 22 条の 3 を削る。

3. 公布日・施行期日（予定）

公布日：令和 6 年 9 月下旬

施行日：令和 7 年 4 月 1 日